

# しぶやEXチェンジ

## 産業民主化ニュース 13号

発行：東京土建一般労働組合渋谷支部

渋谷区幡ヶ谷2-18-6

TEL03-6304-2315 fax03-5308-5930

mail dokensib@green.ocn.ne.jp

発行：2014年2月8日(土)

# 松涛美術館現場アンケート調査取り組む 「説明受けた」75%、しかし「下限報酬額わからぬ」が50%

11月19日に、松涛美術館総合改修工事現場（元請・株竹中工務店）で、現場従事者20人にアンケート活動を取り組みました。

## 松涛現場「説明会」は徹底、「条例は必要」と6割が回答



竹中工務店は、公契約条例現場が川崎市に続き2回目となり現場説明は徹底されていました。「現場説明会を受けた」との回答が15人／率75%と高くなりました。条例の効果が發揮されていることを物語っています。

「公契約条例は必要だと思いますか」の質問に対し、「必要だと思う」回答が12人／60%で過半数を超えました。

## 「内容わからない」4割「下限報酬額知らない」5割

しかし、「条例内容わからない」回答が8人／40%おり、「条例の説明は受けたが、内容がわからない」と言う回答が多くありました。「下限報酬額より高いか低いか」については、「わからない」が10人／50%で一番多く、条例内容と下限報酬額を一人一人がわかる資料が配布されていないこと、下限報酬額を表記したポスター等が圧倒的に少ない結果だと思います。



## 「条例現場で賃金上がった」と2人が回答 条例効果が出始めています

「条例現場で賃金が上がったか」の質問では、「上がった」との回答が2人あり、条例の効果が出ています。ただし、「下がった」人も1人あり条例の徹底が必要です。

## 「建退共」加入は1人だけ、シール貼付は不明

建設業退職金共済（略称／建退共）への加入質問に対し

て、「加入していない」11人／55%、「知らない、わからない」8人／40%で、9割を超える労働者が加入しておらず、制度も知らないことが判明しました。現場に「建退共シール」が貼付してあったかどうか不明です。



公共現場では「建設業退職金シール」を貼付し、加入指導と証紙の貼付を行うよう国交省が指導し、竹中工務店も企業交渉で回答しています。自治体もチェック体制を強化するよう申し入れる必要があります。

## 条例の普及に向け改善点を区に要請

### 条例の改善点の提案⇒

ア、現場説明会で「説明用のパンフ」を作成し全員に配布してもらいたい。

パンフ内容は、条例内容、下限報酬額、自分の貰っている賃金と下限報酬額を比較できる計算書、異議申し立ての仕方、などがわかりやすくかかれたもの。

イ、ポスターの数を増やす。大きさももっと目立つ色に改善。

下限報酬額等をみんなが見える大きさへの改善。

ウ、ポスター等の掲示物を写真撮影し、区に提出させてもらいたい。

エ、現場外に「この現場が渋谷区公契約条例現場」だと言うことがわかる掲示表の作成と、公契約条例を住民に説明した文書の掲示。

### 「建設業退職金」制度の改善点の提案⇒

ア、自治体として、元請に対し「建退共」への加入指導を行い、現場に「建退共シールを貼付」し、職人に証紙の貼付を行い、自治体に「現場で説明会を実施したか」「何枚の証紙を貼付したか」「新規に加入した労働者数」「加入していない労働者数」等を報告書の提出を義務化する必要があります。

イ、現場で「建退共説明会」を実施することを義務付ける。

# 勇気もった！同業者に声をかけてみる！

社会保険加入は憲法が保障する生存権、絶対値引きをしてはいけない基本的なもの



11月26日に「大幅賃上げ、標準見積書請求」説明会&交流集会を渋谷支部会館で行い、大手ゼネコンの2次、3次下請事業者5社を含む30人が参加し、熱心な議論が行われました。

また、当日は杉並支部から小田賃金対策部長をはじめ2支部の書記局員も参加されました。

## 見積りはギリギリ、1社ではつぶされる

熱絶縁工事をする2次下請の事業主は、「サブコンの仕事をしているが、ギリギリの線で見積りを出し、ハラハラしながらやっている」のが現状。

また、電気工事の1次下請の事業主は「一社でやろうとすれば簡単につぶされてしまう」「材料請負の場合何千万円にもなり、そこに法定福利費15%の金額を上乗せして請求することが可能なのか」、解体工事業の業者から「法定福利費を請求しても、他の項目で切られれば同じ。難しい」のではという話が出されました。

## 元請から社保加入調査がきた、法定福利費は請求していない

管工事と消火設備工事で、デパート・ホテル現場の工事を行っている事業所から「元請から社保加入調査があり、急いで入れた。法定福利費は請求していない」、また建築設計管理を行う事務所から「施工業者には社会保険加入を徹底するよう指導しているが、他社の看板を背負って現場に入ってしまい、発注者の立場で締め付けるのも現実的には難しい」との発言がありました。

## 職人不足、オリンピック景気で今が請求のチャンス！

解体業の事業主から「建設業全体で、景気が良いと答えたのは20%しかいない」「商売は儲かってはじめて商売である。利益が出れば法定福利費はかけられる」「オリンピックまでが請求のチャンス」ではないかとの意見。

電気業の社長から、「現場はシニアクラスが多く、20代は少ない、今は仕事が多いので少し強きでやっていけるのではないか」

伊藤賃金対策部長から「法定福利費は憲法に保障された権利であり、値引きをしてはいけない部分」という提案がありました。

## みんなでまとまって請求できれば上も動く

杉並支部小田部長より「1社ではつぶされるが、みんなで協力して請求すれば上も動く」と言う発言がありました。

佐藤書記次長より「鉄骨の2次下請業者が元請に4千円の単価アップを請求し、9月に千円アップとなり、残り3千円についても面倒を見ると言われた。」「ガラス業者で元請に法定福利費分を請求したら、要求が通った。」という経験報告が出されました。



## 都内全域、全国で足並みそろえて請求

支部の佐藤書記長より、「今建設産業は魅力のない産業になってしまっている。建設産業は地域になくてはならない産業であり、若者が希望持てる産業にしていくため働くルールを確立していくことが急務の課題。渋谷区長もなくてはならない産業だと言っている。そういう人達、団体・業界・業者との共同の輪を広げていかなくてはならない。」

「多くの仲間に呼びかけ、都内全域で、全国規模で「大幅賃金引上げ」と、「法定福利費」別枠支払のルール化を勝ち取っていきましょう。」と、あいさつがありました。

みなさん、一緒に請求する仲間を増やし、声をあげ、請求していきましょう。情報お寄せ下さい。

松涛美術館工事場  
2013年11月19日(火)  
◎受注企業／竹中工務店(株)

設問内容	人数	比率
①公契約条例の説明は受けましたか		
受けた	15	75.0%
受けたない	3	15.0%
回答なし	2	10.0%
②公契約条例は必要だと思いますか		
必要だと思います	12	60.0%
思わない	0	0.0%
わからない	8	40.0%
③あなたの日給は下限報酬より上ですか、下ですか		
上だと思う	7	35.0%
下だと思う	1	5.0%
同じくらい	2	10.0%
わからない	10	50.0%
④条例現場で賃金は上がりましたか、下がりましたか		
上がった	2	10.0%
変わらない	11	55.0%
下がった	1	5.0%
不明	6	30.0%
⑤上がった人はいくらぐらい上がりましたか		
一日何円		
⑥下がった人はいくら下がりましたか		
一日何円		
⑦建設業退職金共済制度に加入していますか		
加入している	1	5.0%
加入していない	11	55.0%
知らない、わからない	8	40.0%
⑧組合に加入していますか		
加入している	7	35.0%
未加入	11	55.0%
元加入していた	2	10.0%

調査職種／防水工、内装工、電工、交通誘導員、管工事工、石工、配管保温工2、はり工1